

医師の時間外労働規制に係る 特定労働管理対象機関について

令和6年2月
医務薬事課

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/シェアの推進と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、**法改正**で対応

＜行政による支援＞

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発

等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～)

法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		義務	義務
C-2 (高度技能の取得研修)				

医師の健康確保

面接指導

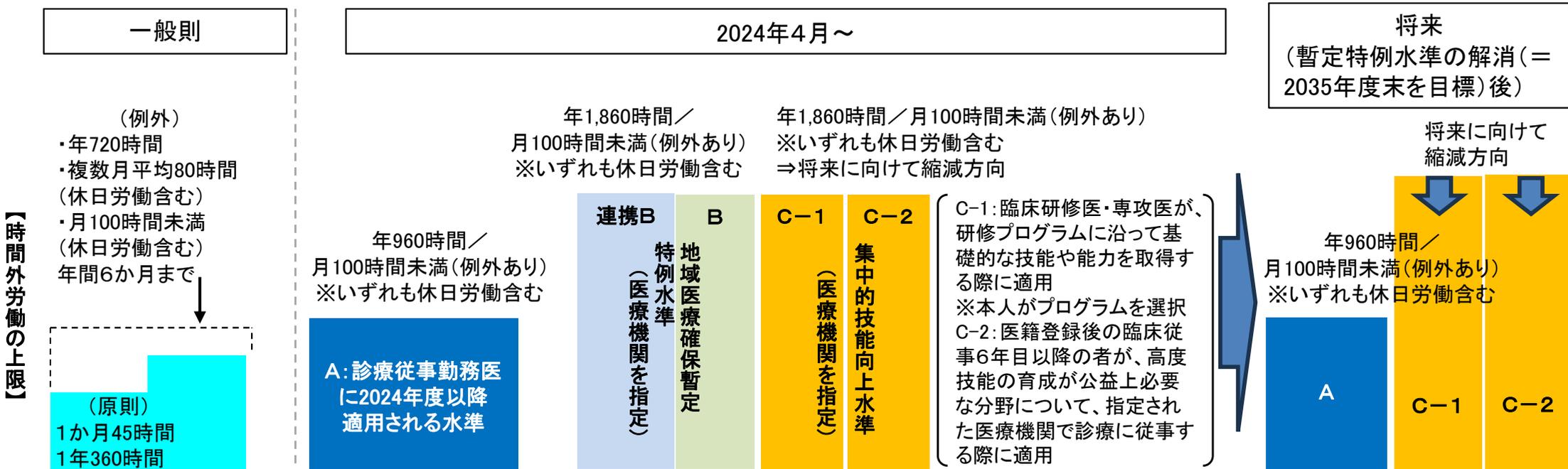
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

2024年4月～ 医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、**都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準適用医師）のみ**



※この(原則)については医師も同様

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)</p> <p>※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p> <p>※臨床医については連続勤務時間制限を強化して徹底</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)</p> <p>※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。</p>	<p>連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)</p>
--	--	--	--	--

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

連携B・B水準

連携B・B水準は、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく長時間労働となる医療機関を指定

B水準対象医療機関

【医療機能】

- ◆ 「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、
 - 三次救急医療機関
 - 二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
 - 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
 - 公共生徒不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
(例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
- ◆ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

【長時間労働の必要性】 ※ B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られること。

- ◆ 上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。

連携B水準対象医療機関

【医療機能】

- ◆ 医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関
(例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの

【長時間労働の必要性】 ※ 連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られること。

- ◆ 自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。
(※連携B水準の指定のみを受けた場合の、個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働の上限は年960時間)

※なお、当該医療機関内で医師のどの業務がやむなく長時間労働となるかについては、36協定締結時に特定する。したがって、当該医療機関に所属する全ての医師の業務が当然に該当するわけではなく、医療機関は、当該医療機関が地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関として特定される事由となった「必須とされる機能」を果たすために必要な業務が、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務とされていることについて、合理的に説明できる必要がある。

都道府県の実施する手続き等（イメージ）

医療機関が行う業務

- 令和6年4月以降の「医師労働時間短縮計画(案)」の作成
- 医療機関勤務環境評価センター及び都道府県へ特例水準指定申請書の提出(時短計画(案)を添付)
- 医療機関勤務環境評価センターからの指摘(追加書類の提出等)への対応
- 時短計画(案)の確定及び実行

都道府県が行う業務

- 医療機関からの特例水準の申請受付
- 評価機能による評価結果の確認(労働時間短縮の取組が進んでいない医療機関への支援)
- 都道府県医療審議会の意見聴取(医療計画、地域医療構想、地域医療対策協議会における議論との整合性の確認)
- 特例水準の指定結果の公表及び医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の公表



医師の時間外労働規制に係る
特定労働管理対象機関の
指定申請について

医師の時間外労働規制に係る特定労働管理対象機関の指定申請

特定労務管理対象機関の指定については、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないと改正後の医療法で定められていることから、指定の適否について御協議いただくものである。

○ 特定労務管理対象機関の指定について、次のとおり県内2病院から申請があった。

医療機関名	所在地
国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番2
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号

医師の時間外労働規制に係る特定労働管理対象機関の指定申請(概要)

(1) 国立大学法人秋田大学医学部附属病院

ア. 指定を受けようとする特定労働管理対象機関の種別

- 特定地域医療提供機関(B水準、連携B水準)

※指定事由：地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B水準

- 当該病院は高度救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められる
- 別紙1「B水準・審査基準」より、指定要件に全て該当している

② 連携B水準

- 当該病院は大学病院であり、地域の医療提供体制を維持するために、多くの医師を各地域の医療機関へ派遣しており、派遣に伴い医師をやむを得ず長時間従事させる必要があると認められる
- 別紙2「連携B水準・審査基準」より、指定要件に全て該当している

医師の時間外労働規制に係る特定労働管理対象機関の指定申請(概要)

(2) 社会医療法人明和会 中通総合病院

ア. 指定を受けようとする特定労働管理対象機関の種別

- 特定地域医療提供機関(B水準)

※指定事由：救急医療

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B水準

- 当該病院は救急告示病院であり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められる
- 別紙1「B水準・審査基準」より、指定要件に全て該当している

医師の時間外労働規制に係る特定労働管理対象機関の指定申請(概要)

別紙1 「B水準・審査基準」

地域医療提供体制の確保の観点から、必須とされる医療機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準（医療機関で診療に従事する勤務医の時間外・休日労働の上限水準：年960時間）を超えざるを得ない場合に適用される水準

項目	指定要件	適否		根拠法令等
		秋田大学医学部附属病院	中通総合病院	
1	三次救急医療機関	適	—	新医療法第113条第1項第1号
	二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ※ 指定を受ける前年1月～12月の実績を基本とする。	—	適	
2	・労働時間短縮計画の案が、当該病院に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	適	適	新医療法第113条第3項第1号
3	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	適	適	新医療法第113条第3項第2号
4	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	適	適	新医療法第113条第3項第3号
5	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	適	適	医師の働き方改革の推進に関する中間とりまとめ(別紙参照)

医師の時間外労働規制に係る特定労働管理対象機関の指定申請(概要)

別紙2 「連携B水準・審査基準」

地域医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない場合に適用される水準。

項目	指定要件	適否	根拠法令等
		秋田大学医学部附属病院	
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	適	新医療法第118条第1項
2	・労働時間短縮計画の案が、当該病院に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	適	新医療法第113条第3項第1号
3	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	適	新医療法第113条第3項第2号
4	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	適	新医療法第113条第3項第3号
5	連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	適	医師の働き方改革の推進に関する中間とりまとめ(別紙参照)